

参考資料

「実用新案制度に関するアンケート」調査結果の概要

注1：資本金1億円以上の法人を「大企業」とし、資本金1億円未満の法人を「中小企業」として区分した。

注2：複数回答可の設問について示した数値には、その選択肢を挙げた回答数を、各区分（大企業、中小企業、個人）における全回答数で除した値を用いている。

実用新案制度のメリットとデメリット（問3-1～2）

実用新案制度のメリットについて尋ねたところ（複数回答可）、大企業、中小企業においては、「早期に登録されること」を挙げた回答が最も多く、それぞれ28%、23%であった。個人においては「小発明でも権利が得られること」を挙げた回答が最も多く22%であり、次いで「早期に登録されること」が19%で多かった。

デメリットについて尋ねたところ（複数回答可）、大企業、中小企業、個人のいずれにおいても、「無審査なので権利が不安定であること」を挙げた回答（それぞれ35%、27%、23%）に次いで、「権利期間が短いこと」を挙げた回答（それぞれ22%、24%、20%）が多かった。

実用新案制度について改善する場合は、早期登録というメリットを活かしつつ、不安定な権利に対する懸念や権利期間等について考慮することが望ましいのではないかと。

実用新案権による権利行使及び被権利行使（問3-3～6）

実用新案権を用いて「権利行使を行ったことがある」と回答した者は、大企業では7%、中小企業では4%、個人では4%であった。これに対し、「権利行使を受けたことがある」と回答した者は、中小企業では4%、個人では1%であるのに対し、大企業では16%と比較的多い。

権利行使に対して行った対応について尋ねたところ（複数回答可）、大企業においては、「訴訟とならずに和解した」という回答（32%）と、「技術評価書の提示がなかったため対応しなかった」という回答（23%）が、「訴訟になった」という回答（20%）を上回った。

実用新案権は、大企業に対しての権利行使が、中小企業や個人に対するものよりも多い傾向にあるが、権利行使に際して技術評価書の提示を義務づけていることから、権利濫用が一定程度防止され、訴訟に至らないで済むケースが多いのではないかと。

審査請求料金改定の実用新案制度への影響（問3-7）

審査請求料金改定後、実用新案制度の利用を検討するか否かを尋ねたところ、大企業では「今後も利用を検討しない」と回答した者が81%で最も多かった。他方、中小企業では「今後利用を検討する」という者が45%で最も多く、個人においても「今後利用を検討する」という者が55%で最も多い。

中小企業や個人を中心に、審査請求料金の改定を契機に、特許出願していた技術について実用新案制度がなされる可能性が高いのではないかと。

実用新案登録出願を行う場合（問3-8）

実用新案登録出願を行う場合（複数回答可）としては、大企業、中小企業、個人のいずれの区分においても、「特許出願する技術より水準の低い場合」、「製品のライフサイクルの短い技術である場合」、及び「早期権利化が必要な技術である場合」が、上位3つに挙げられている。

実用新案技術評価請求（問3-9～11）

大企業、中小企業、個人のいずれの区分においても、「自己の実用新案登録出願又は実用新案権のうち評価請求を行うものが30%未満である」という回答が、大企業と中小企業では8割以上であり、個人においても6割を超える。そのうち、「全く評価請求を行わない」という回答も、各区分ともに過半数を占める。評価請求を行う時期（複数回答可）としては、個人については、「出願時」が61%で最も多かったが、大企業と中小企業は、「権利行使時」がそれぞれ45%、43%で最も多かった。技術評価を行う理由（複数回答可）については、大企業、中小企業、個人いずれも「権利行使するから」が最も多く、それぞれ60%、51%、61%であった。

特許出願の審査請求率（約50%）に対し、評価請求率が低いのは、特許出願の審査請求と異なり、真に権利行使が必要な場面まで評価請求しないことが一因になっていると考えられるのではないか。

平成5年法改正の影響（問3-12～14）

旧実用新案制度を利用した理由（複数回答可）としては、大企業、中小企業、個人ともに、「特許出願する技術より水準の低い技術について利用した」という回答が、それぞれ43%、38%、50%であり、最も多かった。旧実用新案制度を利用していた技術の取扱いについて尋ねたところ（複数回答可）、「特許出願をしている」との回答が、大企業で72%、中小企業で37%、個人で34%であり、最も多かった。

新実用新案制度が利用されていない理由（複数回答可）としては、「無審査に起因した権利の安定性への不安」が、大企業で40%、中小企業で34%、個人で25%と、最も多く挙げられている。次いで、「権利期間の短いこと」が挙げられている（大企業で29%、中小企業で23%、個人で22%）。

平成5年法改正前において実用新案登録出願をしていた技術の多くについては特許出願されていると考えられる。その原因としては、無審査に起因した権利の安定性への不安や、権利期間が短いこと等が考えられる。

特許制度と実用新案制度との併存（問4-1～2）

大企業では、「特許制度だけで十分」とする者が75%であった。その理由を尋ねたところ（複数回答可）、「二つの制度で技術を保護する必要性がない」という回答が42%で最も多かった。

他方、中小企業や個人では、「特許制度と実用新案制度の併存が必要」（「必要だが改善点あり」を含む。）という回答が多く、その割合は、中小企業で59%、個人では71%を占めた。

実用新案制度において改善すべき点（問4-3）

実用新案制度の改善すべき点（複数回答）としては、「登録後の特許出願への変更」、「存続期間の延長」、「権利付与対象の拡大」を挙げる回答がそれぞれ20%程度であり、比較的多い。

特許制度との調整の在り方に関しては、「特許権と実用新案権の併存」を望む回答が、大企業、中小企業、個人のいずれにおいても最も少なく、「登録後に特許出願への変更ができること」や「特許取得までは実用新案権で保護すること」を望む回答が多かった。

実用新案制度改善の在り方（問4-4～8 実用新案制度を改善すべきと答えた方が対象）

大企業や個人では、権利付与対象について、「拡大した方がよい」という回答と、「このままでよい」という回答がともに50%程度なされ同程度であったが、中小企業では、「このままでよ

い」という回答が37%であるのに対し、「拡大したほうがよい」という回答が55%であった。「拡大したほうがよい」と回答した者においては、その程度に関し、「『物』全体まで拡大」という回答と、「特許制度と同じ範囲(『方法』を含む)」という回答が、ともに50%程度なされ、同程度であった。

存続期間については、「変えたほうがよい」という回答が大企業で64%、中小企業で66%、個人で83%であった。また、そのうち大企業で73%、中小企業で74%、個人で76%が、「出願から10年」にすることが適当と回答した。

訂正については、「このまま(請求項の削除のみ)でよい」という回答(大企業では23%、中小企業では22%、個人では11%)よりも、「訂正できる範囲を拡げてもよい」という回答(大企業では77%、中小企業では78%、個人では89%)が大きく上回った。「『請求の範囲の減縮』を認めてよい」という回答は、個人では14%であり比較的少ないが、大企業と中小企業では、それぞれ32%、24%であり比較的多かった。

実用新案制度改正後の対応(問4-9~10)

大企業では、「改正後も実用新案制度を利用しない」という回答が59%で最も多い。他方、中小企業と個人では、「実用新案制度改正により実用新案の出願件数が増加する」という回答が、それぞれ45%、54%であり最も多い。実用新案制度改正後の特許出願件数については、大企業の23%、中小企業の21%、個人の37%が「減少する」と回答した。

実用新案制度の改正により、全体的に特許出願の件数が減少し、中小企業や個人を中心に実用新案登録出願の件数が増加すると考えられる。

「実用新案制度に関するアンケート」調査結果

実施機関: (財)知的財産研究所

調査期間: 平成15年7月25日～平成15年8月20日

調査対象及び回答数

	発送数	回答数	回答率
日本知的財産協会正会員企業	834	398	48%
平成12年度ないし平成14年度「創造技術研究開発費補助金交付企業」 及び「地域活性化創造技術研究開発費補助金交付企業」	1681	283	17%
社団法人全国婦人発明協会会員	200	48	24%
社団法人婦人発明家協会会員	324	48	15%
計	3039	777	26%

集計区分

A: 資本金1億円以上の法人

B: 資本金1億円未満の法人

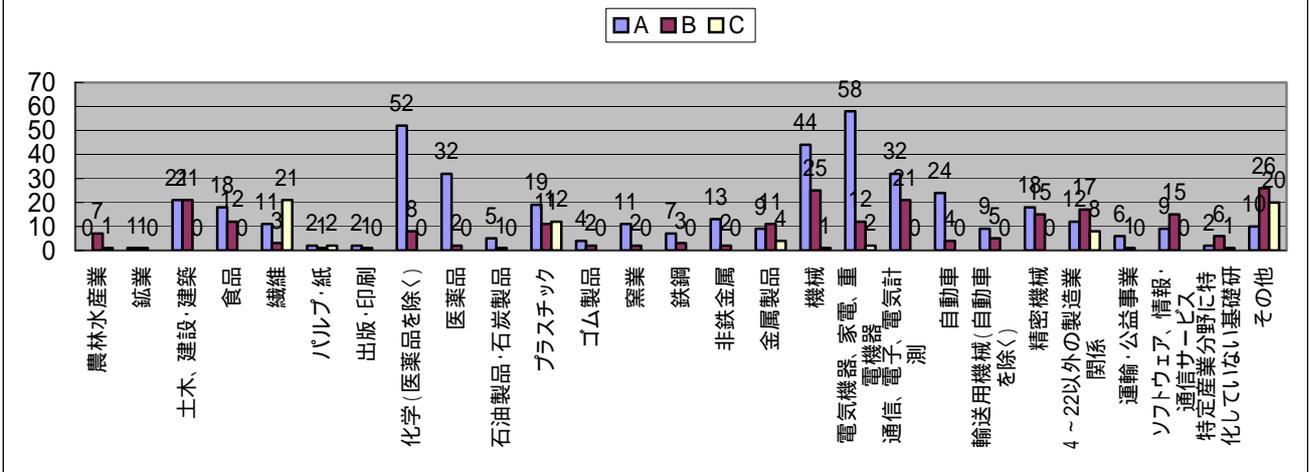
C: 個人

1. 一般的事項

問1 - 1 技術分野

	A		B		C	
1 農林水産業	0	0%	7	3%	1	1%
2 鉱業	1	0%	1	0%	0	0%
3 土木、建設・建築	21	5%	21	9%	0	0%
4 食品	18	4%	12	5%	0	0%
5 繊維	11	3%	3	1%	21	29%
6 パルプ・紙	2	0%	1	0%	2	3%
7 出版・印刷	2	0%	1	0%	0	0%
8 化学(医薬品を除く)	52	12%	8	3%	0	0%
9 医薬品	32	7%	2	1%	0	0%
10 石油製品・石炭製品	5	1%	1	0%	0	0%
11 プラスチック	19	4%	11	5%	12	17%
12 ゴム製品	4	1%	2	1%	0	0%
13 窯業	11	3%	2	1%	0	0%
14 鉄鋼	7	2%	3	1%	0	0%
15 非鉄金属	13	3%	2	1%	0	0%
16 金属製品	9	2%	11	5%	4	6%
17 機械	44	10%	25	11%	1	1%
18 電気機器、家電、重電機器	58	13%	12	5%	2	3%
19 通信、電子、電気計測	32	7%	21	9%	0	0%
20 自動車	24	6%	4	2%	0	0%
21 輸送用機械(自動車を除く)	9	2%	5	2%	0	0%
22 精密機械	18	4%	15	6%	0	0%
23 4～22以外の製造業関係	12	3%	17	7%	8	11%
24 運輸・公益事業	6	1%	1	0%	0	0%
25 ソフトウェア、情報・通信サービス	9	2%	15	6%	0	0%
26 特定産業分野に特化していない基礎研究	2	0%	6	3%	1	1%
27 その他	10	2%	26	11%	20	28%
(無回答)	2		7		24	
計	431	100%	235	100%	72	100%

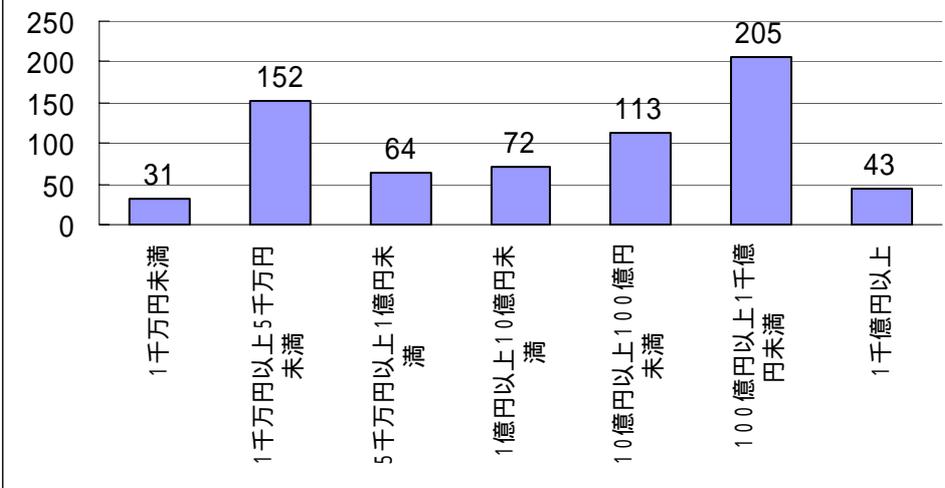
問1-1 業種(出願技術分野)



問1-2(a) 資本金

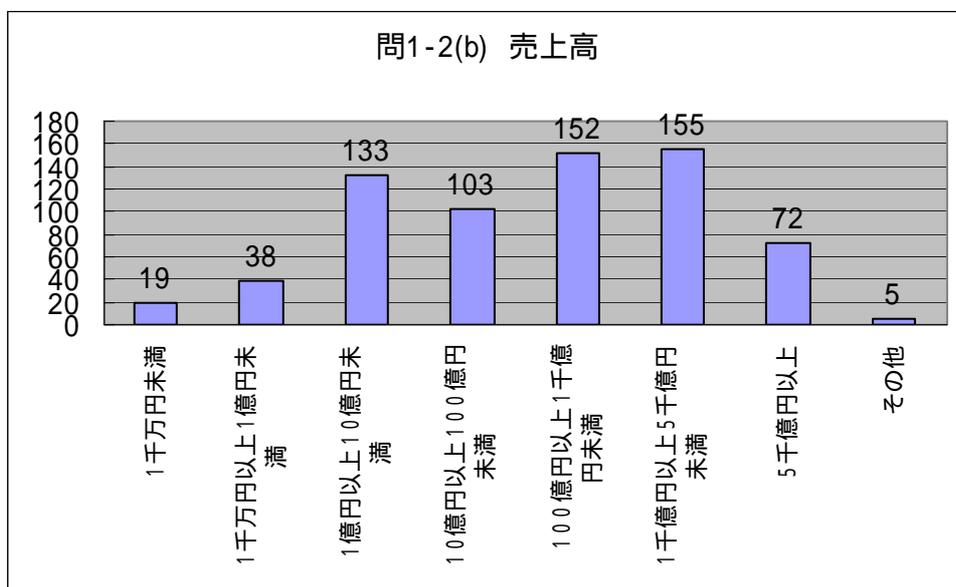
1	1千万円未満	31	5%
2	1千万円以上5千万円未満	152	22%
3	5千万円以上1億円未満	64	9%
4	1億円以上10億円未満	72	11%
5	10億円以上100億円未満	113	17%
6	100億円以上1千億円未満	205	30%
7	1千億円以上	43	6%
8	その他	0	0%
	(無回答)	97	
	計	680	100%

問1-2(a) 資本金



問1-2(b) 売上高

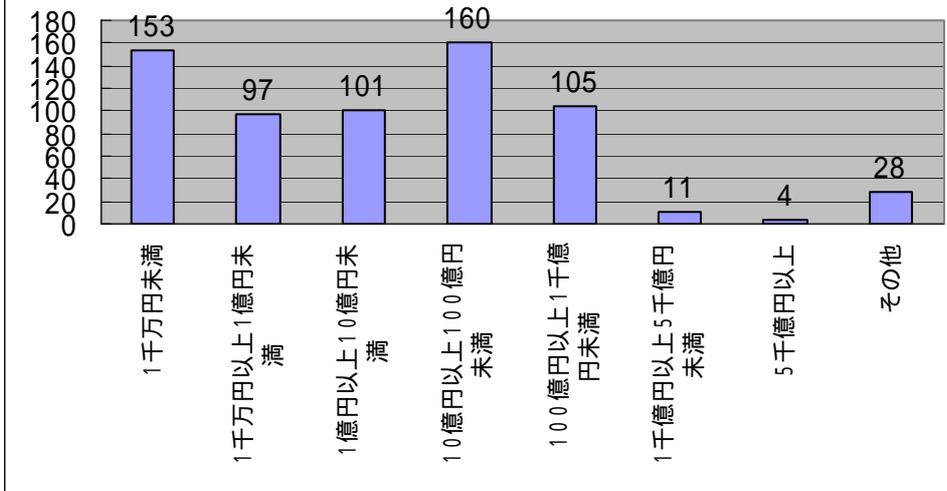
1	1千万円未満	19	3%
2	1千万円以上1億円未満	38	6%
3	1億円以上10億円未満	133	20%
4	10億円以上100億円未満	103	15%
5	100億円以上1千億円未満	152	22%
6	1千億円以上5千億円未満	155	23%
7	5千億円以上	72	11%
8	その他	5	1%
	(無回答)	100	
	計	677	100%



問1-2(c) 経常利益

1	1千万円未満	153	23%
2	1千万円以上1億円未満	97	15%
3	1億円以上10億円未満	101	15%
4	10億円以上100億円未満	160	24%
5	100億円以上1千億円未満	105	16%
6	1千億円以上5千億円未満	11	2%
7	5千億円以上	4	1%
8	その他	28	4%
	(無回答)	118	
	計	659	100%

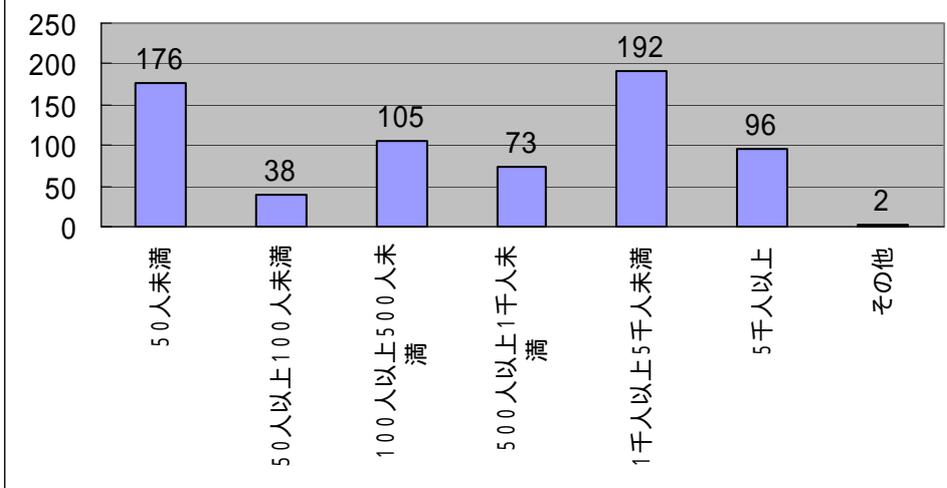
問1-2(c) 経常利益



問1-2(d) 従業員数

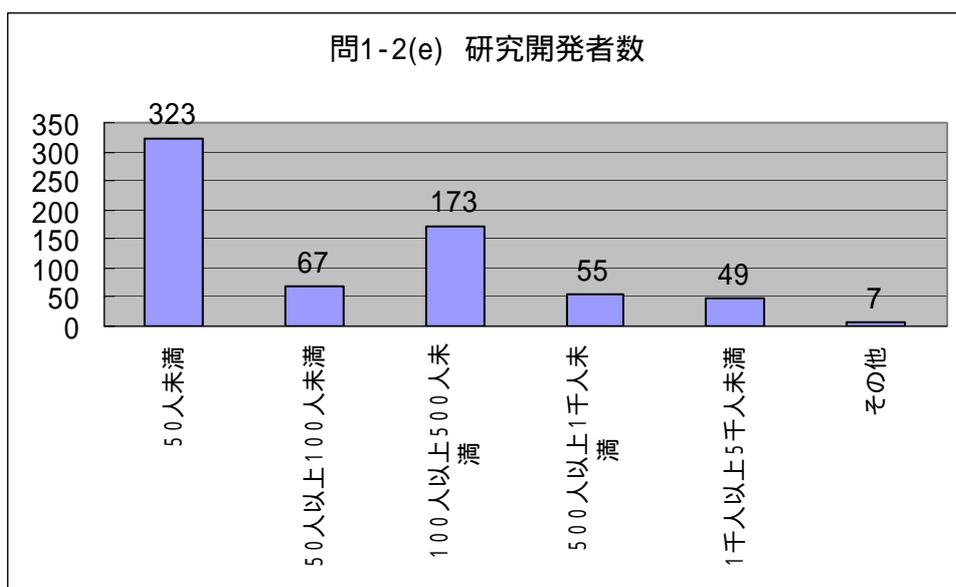
1	50人未満	176	26%
2	50人以上100人未満	38	6%
3	100人以上500人未満	105	15%
4	500人以上1千人未満	73	11%
5	1千人以上5千人未満	192	28%
6	5千人以上	96	14%
7	その他	2	0%
	(無回答)	95	
	計	682	100%

問1-2(d) 従業員数



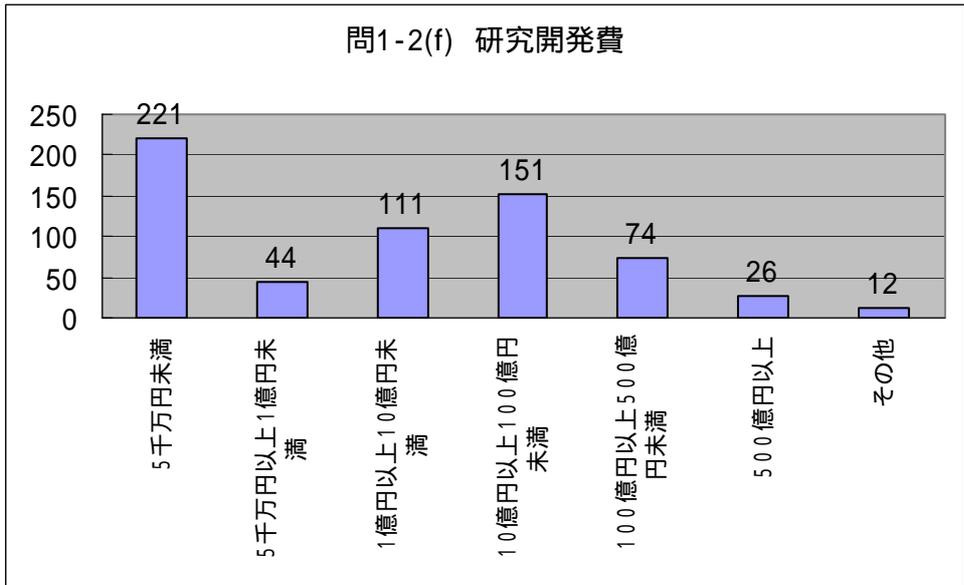
問1-2(e) 研究開発者数

1	50人未満	323	48%
2	50人以上100人未満	67	10%
3	100人以上500人未満	173	26%
4	500人以上1千人未満	55	8%
5	1千人以上5千人未満	49	7%
6	その他	7	1%
	(無回答)	103	
	計	674	100%



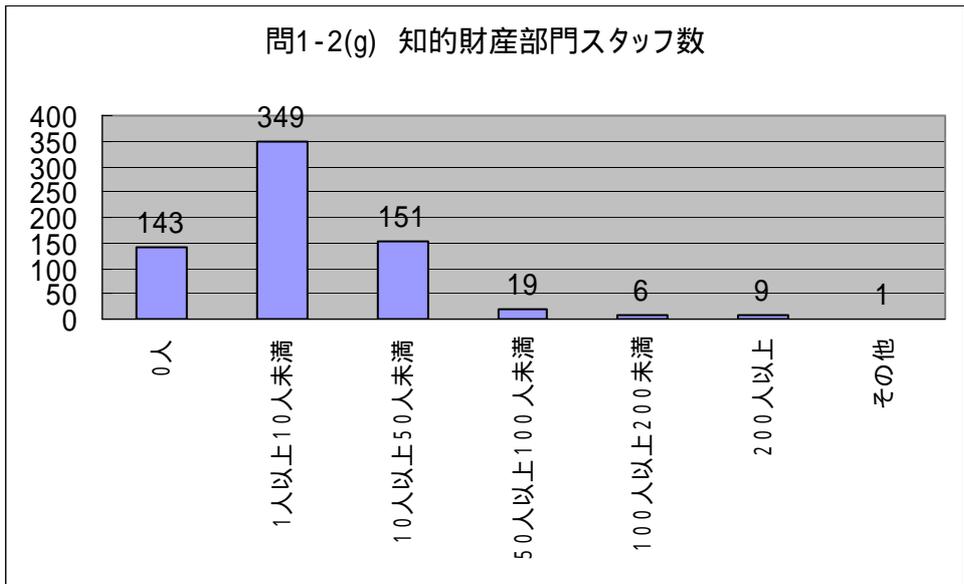
問1-2(f) 研究開発費

1	5千万円未満	221	35%
2	5千万円以上1億円未満	44	7%
3	1億円以上10億円未満	111	17%
4	10億円以上100億円未満	151	24%
5	100億円以上500億円未満	74	12%
6	500億円以上	26	4%
	その他	12	2%
	(無回答)	138	
	計	639	100%



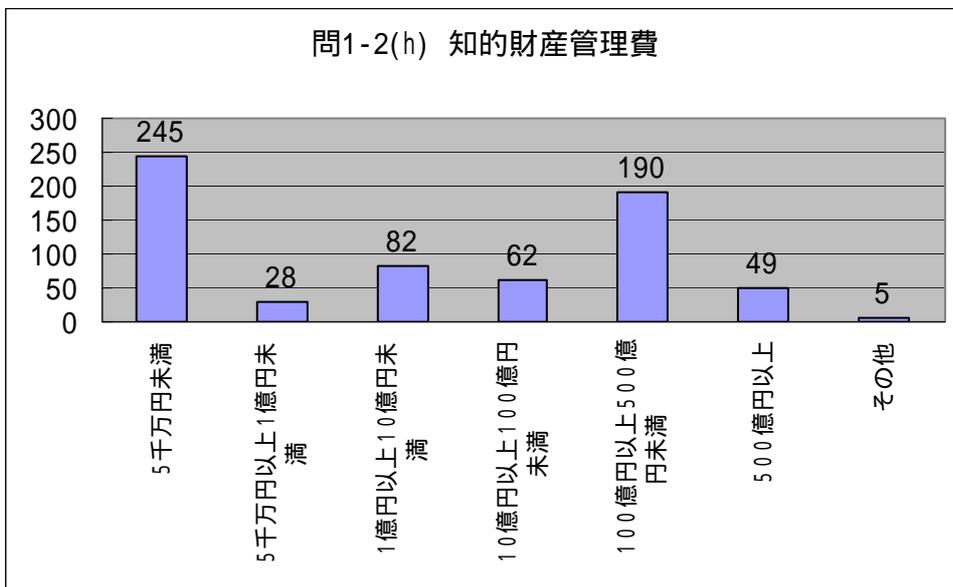
問1-2(g) 知的財産部門スタッフ数

1	0人	143	21%
2	1人以上10人未満	349	51%
3	10人以上50人未満	151	22%
4	50人以上100人未満	19	3%
5	100人以上200未満	6	1%
6	200人以上	9	1%
7	その他	1	0%
	(無回答)	99	
	計	678	100%



問1-2(h) 知的財産管理費

1	5千万円未満	245	37%
2	5千万円以上1億円未満	28	4%
3	1億円以上10億円未満	82	12%
4	10億円以上100億円未満	62	9%
5	100億円以上500億円未満	190	29%
6	500億円以上	49	7%
7	その他	5	1%
	(無回答)	116	
	計	661	100%



2. 実用新案制度の利用状況について

問2 - 2 外国実用新案出願国(回答数:16)

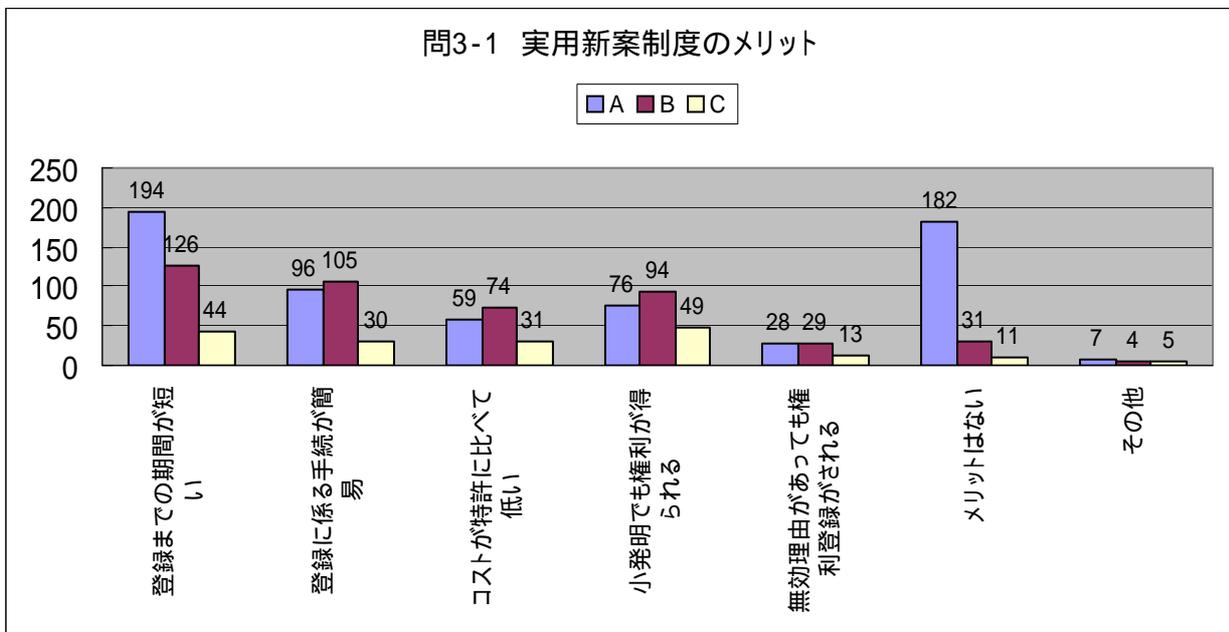
出願国	実用新案	特実併願	特許
中国	217	178	3452
台湾	26	11	1062
韓国	6	3	1122
ドイツ	1	1	12

特実併願: 実用新案の出願件数のうち、同一発明を特許としても出願している件数
 数字は件数の合計値

3. 実用新案制度の利用について

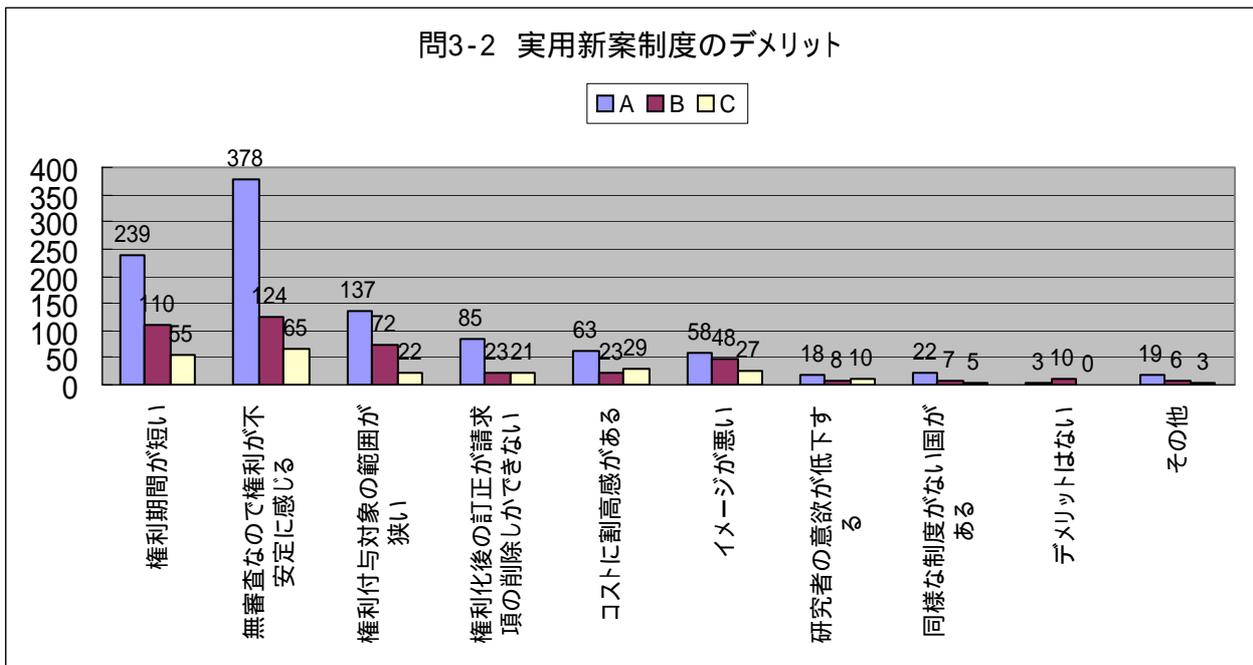
問3-1 実用新案制度のメリット(複数回答可)

	A	B	C
1登録までの期間が短い	194	126	44
2登録に係る手続きが簡易	96	105	30
3コストが特許に比べて低い	59	74	31
3a(出願料、評価[審査]請求料、登録料が特許に比べて安い)	38	36	22
3b(弁理士費用が特許に比べて安い)	12	24	11
3c(拒絶理由通知がなく、その応答をする必要がないため)	10	17	11
4小発明でも権利が得られる	76	94	49
5無効理由があっても権利登録がされる	28	29	13
6メリットはない	182	31	11
7その他	7	4	5
(無回答)	12	32	18



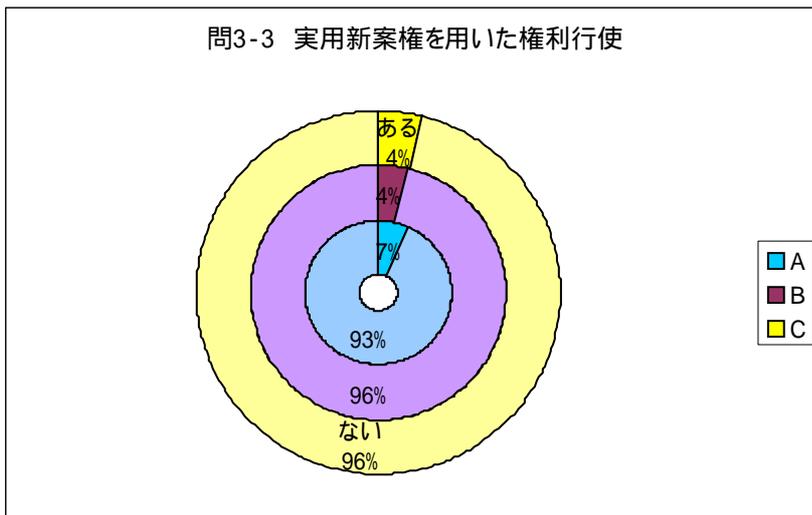
問3-2 実用新案制度のデメリット(複数回答可)

	A	B	C
1権利期間が短い	239	110	55
2無審査なので権利が不安定に感じる	378	124	65
3権利付与対象の範囲が狭い	137	72	22
4権利化後の訂正が請求項の削除しかできない	85	23	21
5コストに割高感がある	63	23	29
5a(出願料、評価[審査]請求料、登録料が特許に比べて割高感がある)	19	5	17
5b(弁理士費用が特許に比べて割高感がある)	18	9	14
5c(無審査登録制度なのに審査登録制度の特許に比べて割高感がある)	25	6	13
6イメージが悪い	58	48	27
7研究者の意欲が低下する	18	8	10
8同様な制度がない国がある	22	7	5
9デメリットはない	3	10	0
10その他	19	6	3
(無回答)	8	36	18



問3-3 実用新案権を用いた権利行使

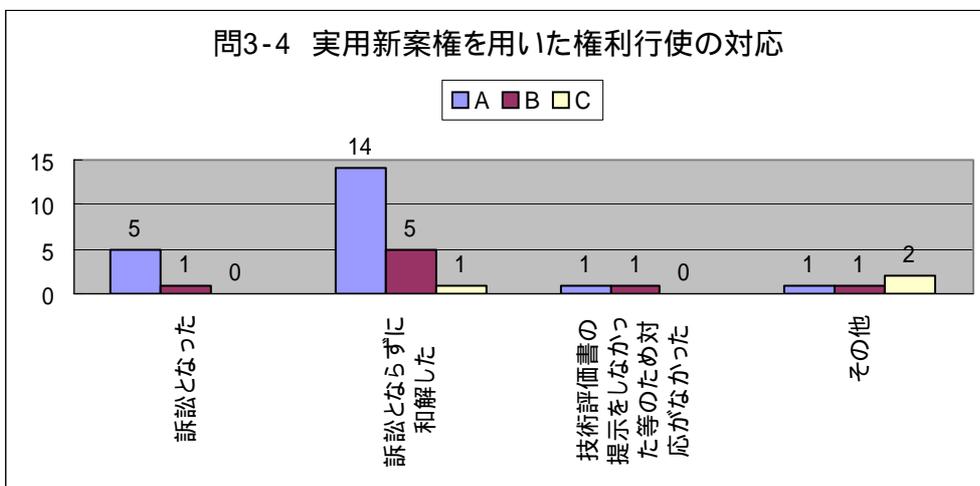
	A		B		C	
1ある	29	7%	8	4%	3	4%
2ない	402	93%	220	96%	77	96%
(無回答)	2		14		16	
計	431	100%	228	100%	80	100%



問3-4 実用新案権を用いた権利行使の対応(複数回答可)

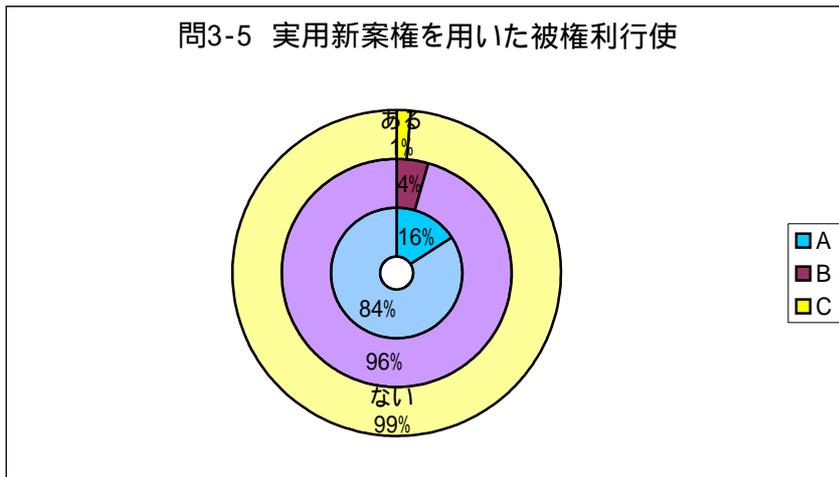
	A	B	C
1訴訟となった	5	1	0
2訴訟とならずに和解した	14	5	1
3技術評価書の提示をしなかった等のため対応がなかった	1	1	0
4その他	1	1	2
(無回答)	8	0	0

問3-3において、「1..ある」と答えた方のみを対象



問3-5 実用新案権を用いた被権利行使

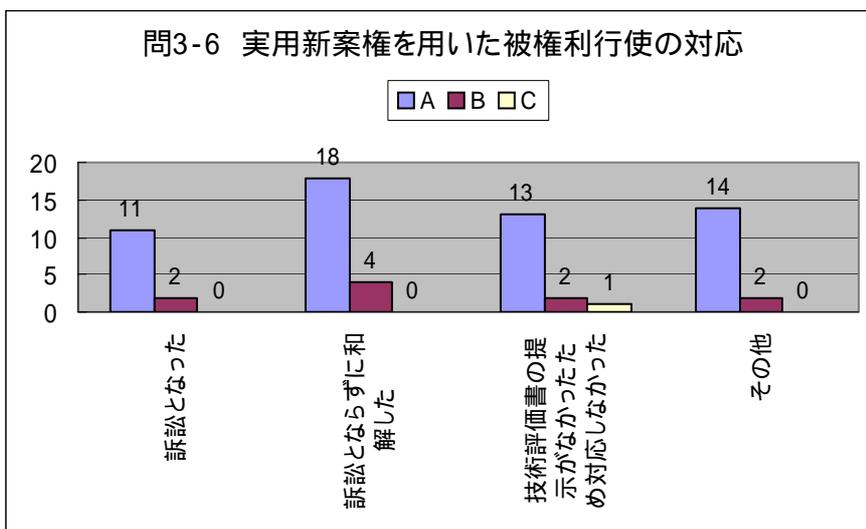
	A		B		C	
1ある	68	16%	10	4%	1	1%
2ない	360	84%	217	96%	75	99%
(無回答)	5		15		20	
計	428	100%	227	100%	76	100%



問3-6 実用新案権を用いた被権利行使の対応(複数回答可)

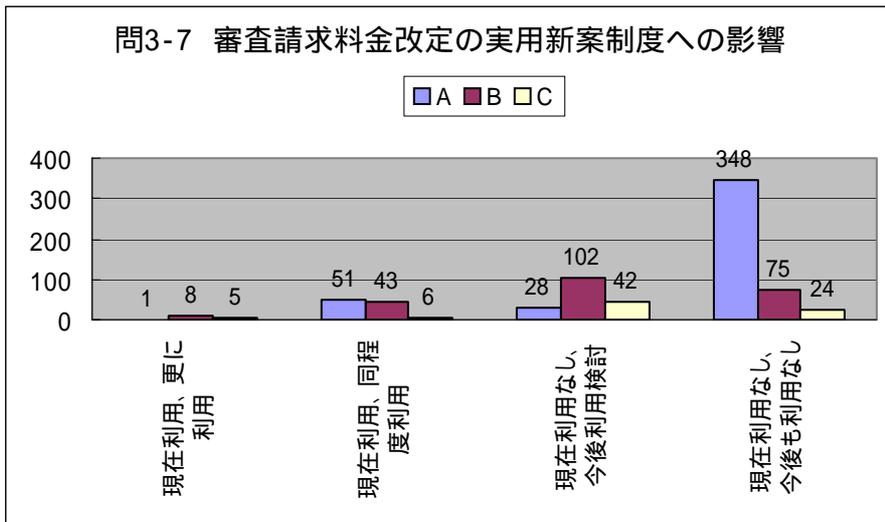
	A	B	C
1訴訟となった	11	2	0
2訴訟とならずに和解した	18	4	0
3技術評価書の提示がなかったため対応しなかった	13	2	1
4その他	14	2	0
(無回答)	12	0	0

問3-5において、「1..ある」と答えた方のみを対象



問3-7 審査請求料金改定の実用新案制度への影響

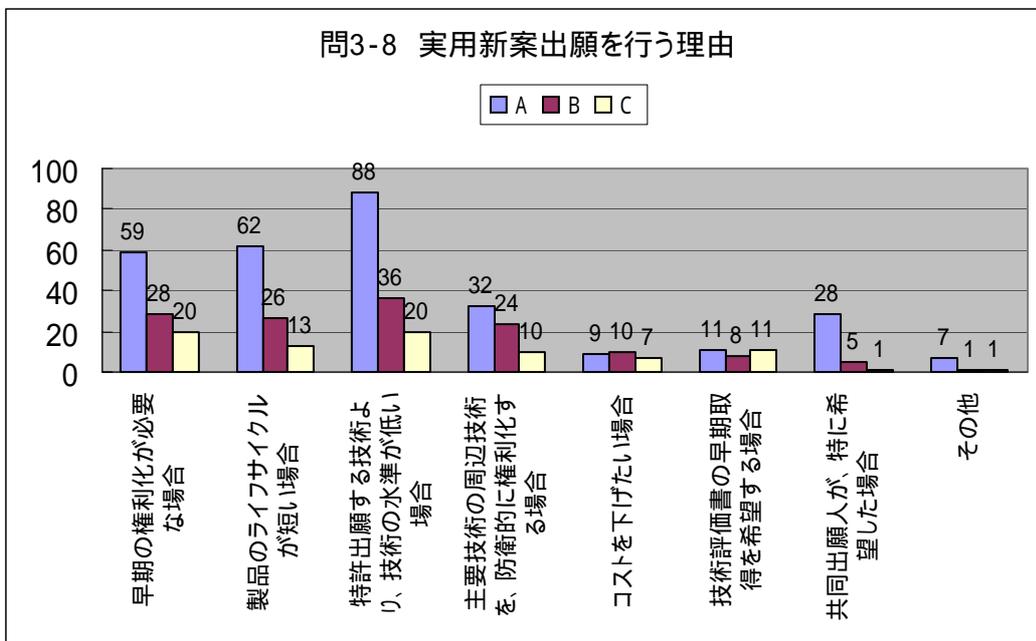
	A		B		C	
1現在利用、更に利用	1	0%	8	4%	5	6%
2現在利用、同程度利用	51	12%	43	19%	6	8%
3現在利用なし、今後利用検討	28	7%	102	45%	42	55%
4現在利用なし、今後も利用なし	348	81%	75	33%	24	31%
(無回答)	5		14		19	
計	428	100%	228	100%	77	100%



問3-8 実用新案出願を行う理由(複数回答可)

	A	B	C
1 早期の権利化が必要な場合	59	28	20
2 製品のライフサイクルが短い場合	62	26	13
3 特許出願する技術より、技術の水準が低い場合	88	36	20
4 主要技術の周辺技術を、防衛的に権利化する場合	32	24	10
5 コストを下げたい場合	9	10	7
6 技術評価書の早期取得を希望する場合	11	8	11
7 共同出願人が、特に希望した場合	28	5	1
8 その他	7	1	1
(無回答)	282	179	69

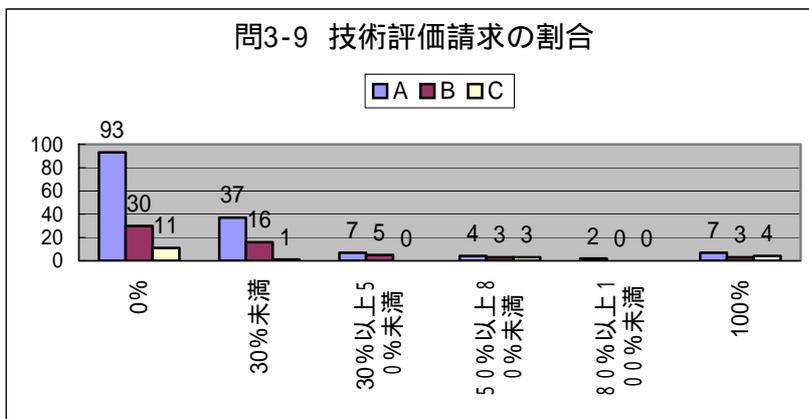
平成5年改正後実用新案を出願した方のみを対象



問3-9 技術評価請求の割合

	A		B		C	
1 0%	93	62%	30	53%	11	58%
2 30%未満	37	25%	16	28%	1	5%
3 30%以上50%未満	7	5%	5	9%	0	0%
4 50%以上80%未満	4	3%	3	5%	3	16%
5 80%以上100%未満	2	1%	0	0%	0	0%
6 100%	7	5%	3	5%	4	21%
(無回答)	283		185		77	
計	150	100%	57	100%	19	100%

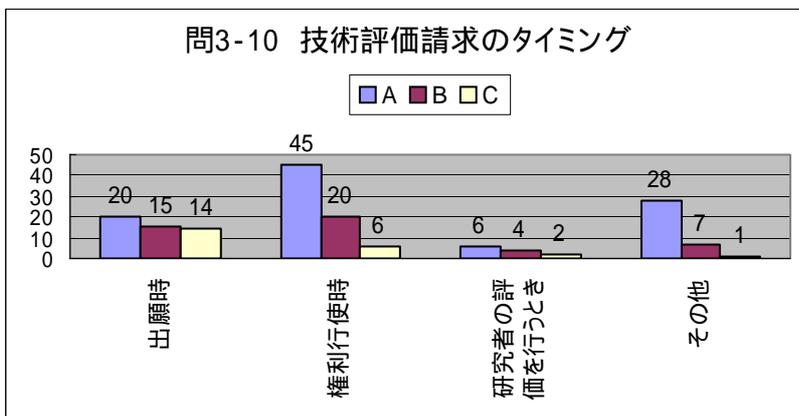
平成5年改正後実用新案を出願した方のみを対象



問3-10 技術評価請求のタイミング(複数回答可)

	A	B	C
1 出願時	20	15	14
2 権利行使時	45	20	6
3 研究者の評価を行うとき	6	4	2
4 その他	28	7	1
(無回答)	343	196	77

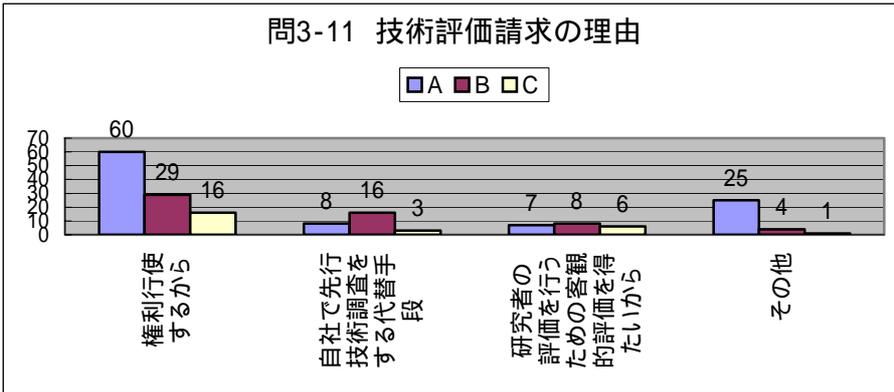
平成5年改正後実用新案を出願した方のみを対象



問3-11 技術評価請求の理由(複数回答可)

	A	B	C
1権利行使するから	60	29	16
2自社で先行技術調査をする代替手段	8	16	3
3研究者の評価を行うための客観的評価を得たいから	7	8	6
4その他	25	4	1
(無回答)	342	197	75

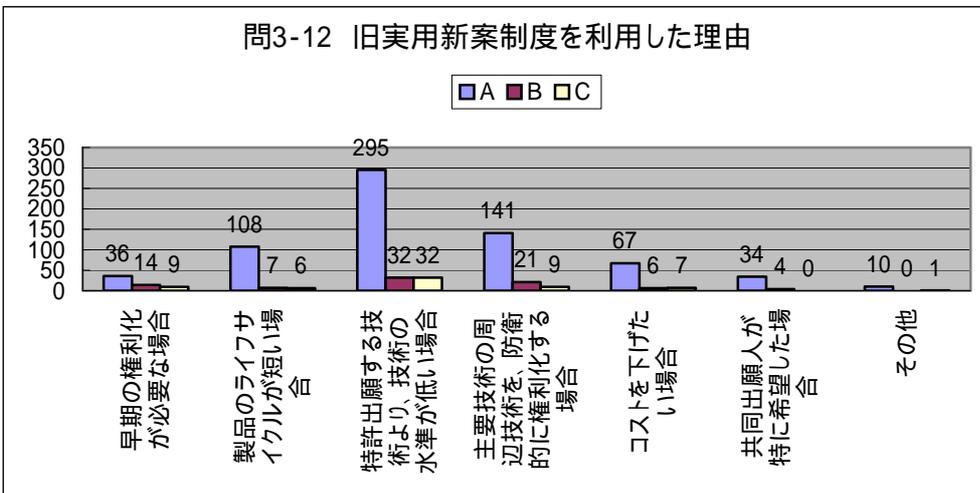
平成5年改正後実用新案を出願した方のみを対象



問3-12 旧実用新案制度を利用した理由(複数回答可)

	A	B	C
1早期の権利化が必要な場合	36	14	9
2製品のライフサイクルが短い場合	108	7	6
3特許出願する技術より、技術の水準が低い場合	295	32	32
4主要技術の周辺技術を、防衛的に権利化する場合	141	21	9
5コストを下げたい場合	67	6	7
6共同出願人が特に希望した場合	34	4	0
7その他	10	0	1
(無回答)	98	194	61

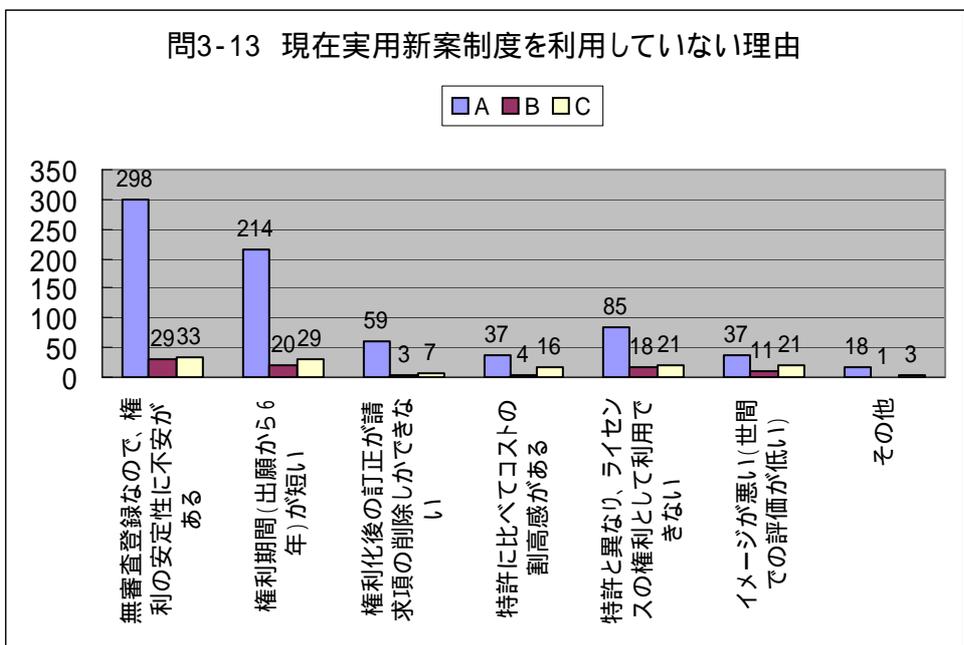
平成5年改正前実用新案を出願していた方のみを対象



問3-13 現在実用新案制度を利用していない理由(複数回答可)

	A	B	C
1無審査登録なので、権利の安定性に不安がある	298	29	33
2権利期間(出願から6年)が短い	214	20	29
3権利化後の訂正が請求項の削除しかできない	59	3	7
4特許に比べてコストの割高感がある	37	4	16
5特許と異なり、ライセンスの権利として利用できない	85	18	21
6イメージが悪い(世間での評価が低い)	37	11	21
7その他	18	1	3
(無回答)	111	202	57

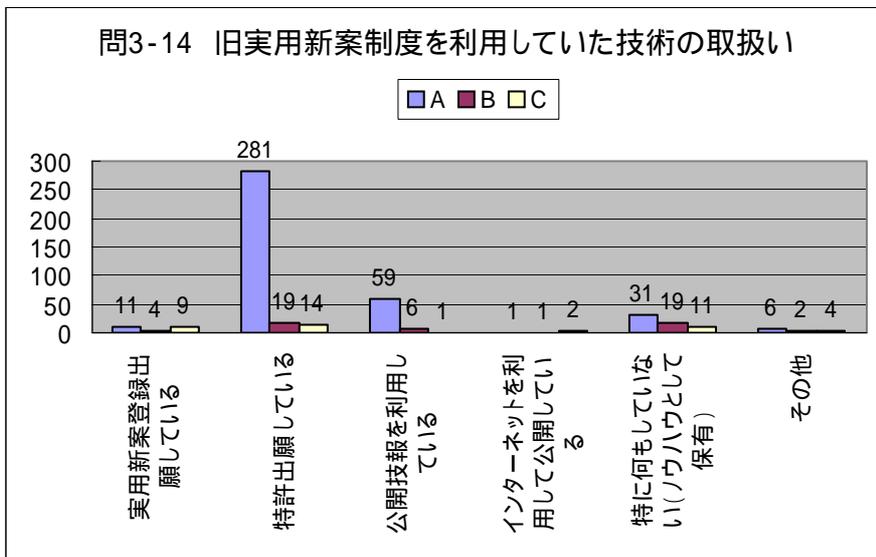
平成5年改正前実用新案出願と比較して現在の実用新案出願件数が減少した方のみを対象



問3-14 旧実用新案制度を利用していた技術の取扱い(複数回答可)

	A	B	C
1 実用新案登録出願している	11	4	9
2 特許出願している	281	19	14
3 公開技報を利用している	59	6	1
4 インターネットを利用して公開している	1	1	2
5 特に何もしていない(ノウハウとして保有)	31	19	11
6 その他	6	2	4
(無回答)	109	197	61

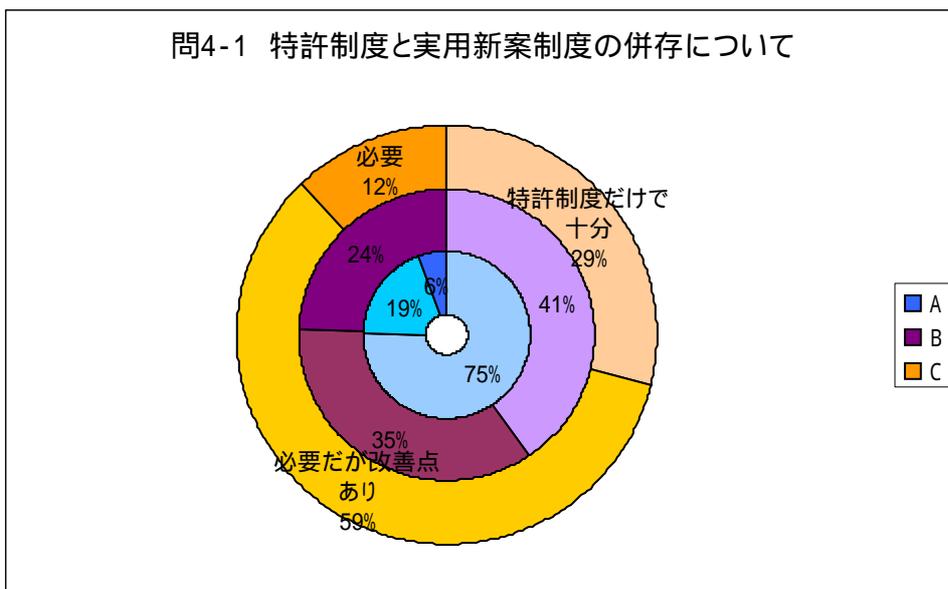
平成5年改正前実用新案を出願していた方のみを対象



4. 今後の実用新案制度の在り方について

問4-1 特許制度と実用新案制度の併存について

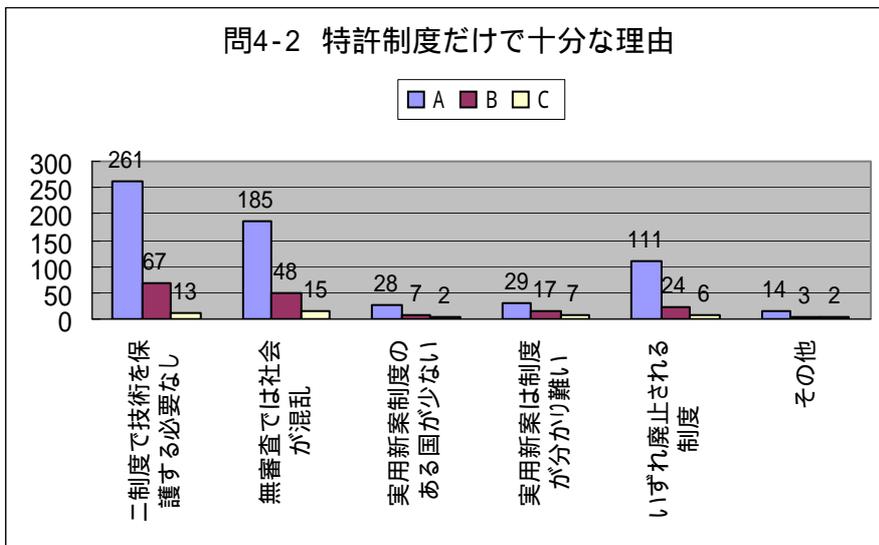
	A		B		C	
1 特許制度だけで十分	321	75%	90	41%	21	29%
2 必要だが改善点あり	81	19%	78	35%	43	59%
3 必要 (無回答)	24	6%	54	24%	9	12%
計	426	100%	222	100%	73	100%



問4-2 特許制度だけで十分な理由(複数回答可)

	A	B	C
1 二制度で技術を保護する必要なし	261	67	13
2 無審査では社会が混乱	185	48	15
3 実用新案制度のある国が少ない	28	7	2
4 実用新案は制度が分かり難い	29	17	7
5 いずれ廃止される制度	111	24	6
6 その他	14	3	2
(無回答)	4	0	0

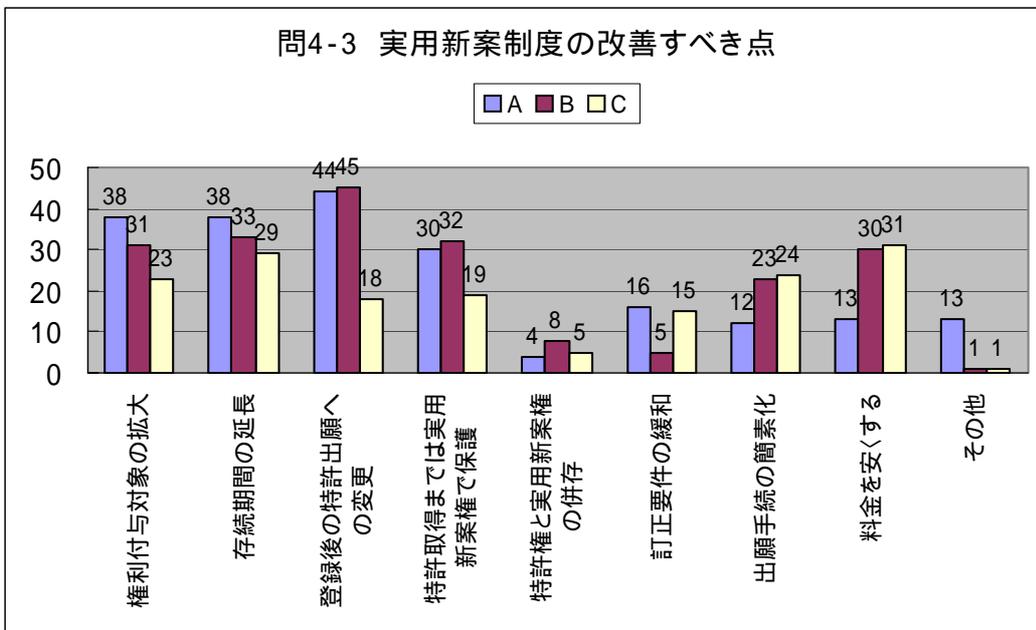
問4-1 において、「1」と答えた方のみを対象



問4-3 実用新案制度の改善すべき点(複数回答可)

	A	B	C
1権利付与対象の拡大	38	31	23
2存続期間の延長	38	33	29
3登録後の特許出願への変更	44	45	18
4特許取得までは実用新案権で保護	30	32	19
5特許権と実用新案権の併存	4	8	5
6訂正要件の緩和	16	5	15
7出願手続の簡素化	12	23	24
8料金を安くする	13	30	31
9その他	13	1	1
(無回答)	2	2	2

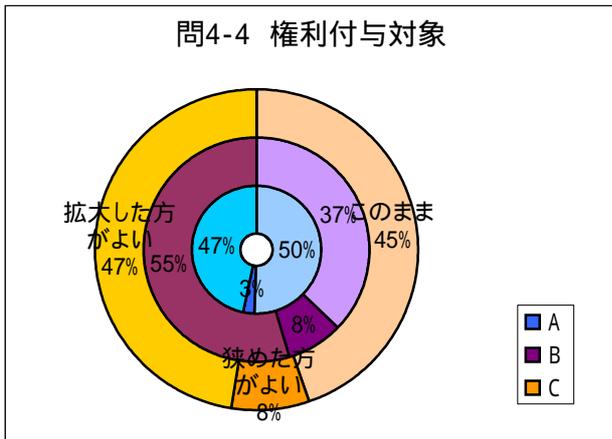
問4-1において、「2」と答えた方のみを対象



問4-4 権利付与対象

	A		B		C	
1このまま	39	51%	28	37%	17	45%
2狭めた方がよい	2	3%	6	8%	3	8%
3拡大した方がよい	36	47%	41	55%	18	47%
(無回答)	4		3		5	
計	77	100%	75	100%	38	100%

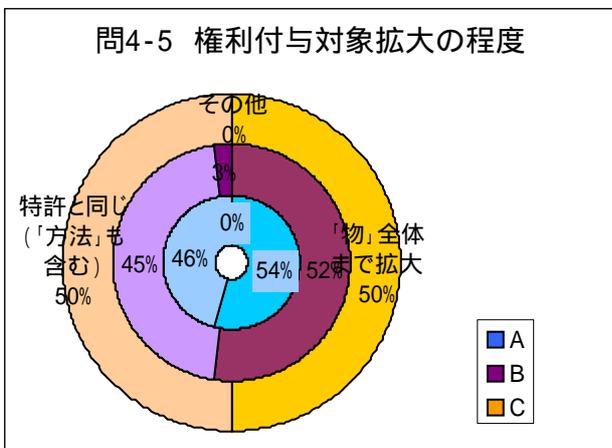
問4-1において、「2」と答えた方のみを対象



問4-5 権利付与対象拡大の程度

	A		B		C	
1「物」全体まで拡大	19	54%	21	53%	9	50%
2特許と同じ(「方法」も含む)	16	46%	18	45%	9	50%
3その他	0	0%	1	3%	0	0%
(無回答)	1		1		0	
計	35	100%	40	100%	18	100%

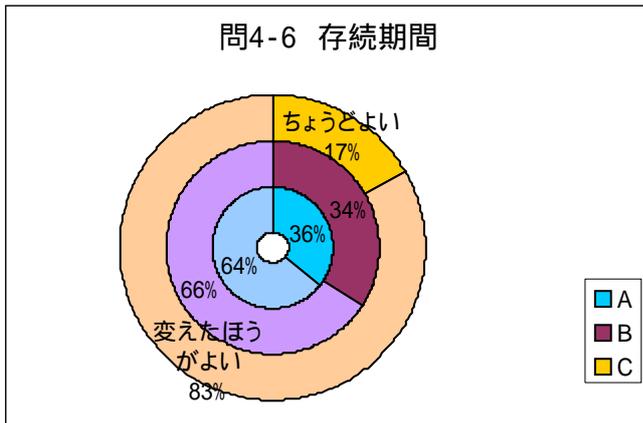
問4-4において、「3」と答えた方のみを対象



問4-6 存続期間

	A		B		C	
1 ちょうどよい	28	36%	26	34%	4	17%
2 変えたほうがよい (無回答)	50	64%	50	66%	20	83%
計	78	100%	76	100%	24	100%

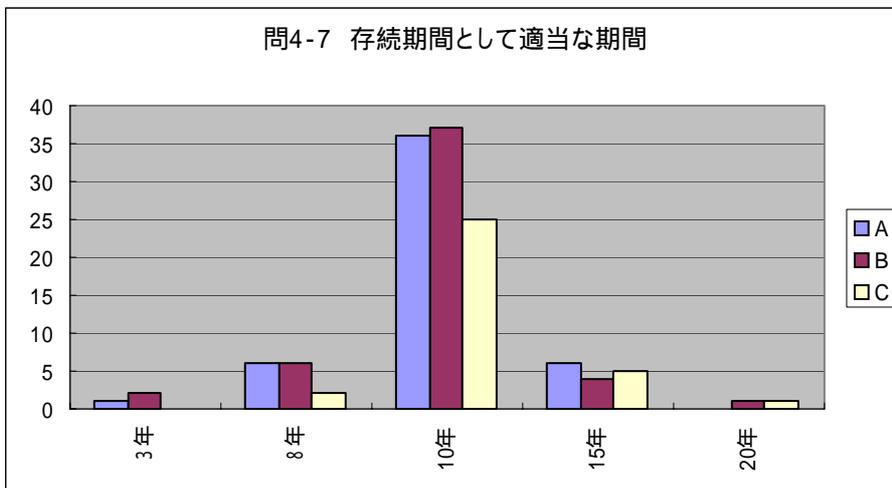
問4-1において、「2」と答えた方のみを対象



問4-7 存続期間として適当な期間

	A		B		C	
13年	1	2%	2	4%	0	0%
28年	6	12%	6	12%	2	6%
310年	36	73%	37	74%	25	76%
415年	6	12%	4	8%	5	15%
520年	0	0%	1	2%	1	3%
(無回答)	1		0		0	
計	49	100%	50	100%	33	100%

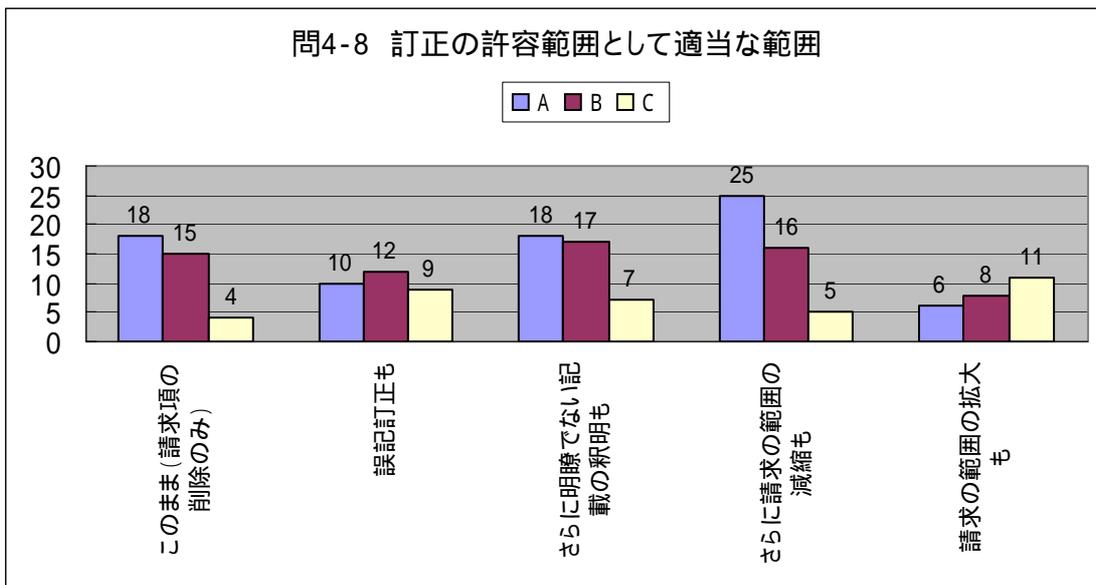
問4-6において、「2」と答えた方のみを対象(33件)



問4-8 訂正の許容範囲として適当な範囲

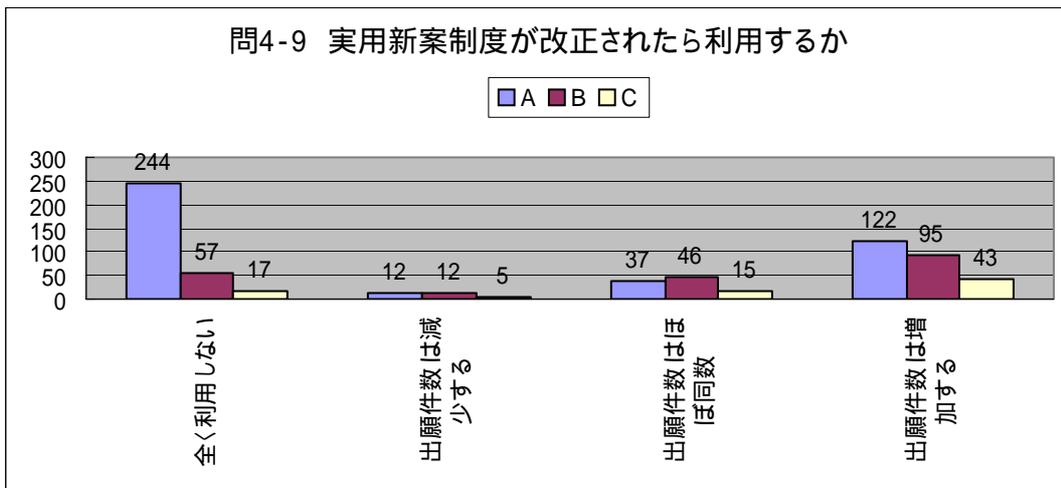
	A		B		C	
1 このまま(請求項の削除のみ)	18	23%	15	22%	4	11%
2 誤記訂正も	10	13%	12	18%	9	25%
3 さらに明瞭でない記載の釈明も	18	23%	17	25%	7	19%
4 さらに請求の範囲の減縮も	25	32%	16	24%	5	14%
5 請求の範囲の拡大も	6	8%	8	12%	11	31%
(無回答)	4		10		7	
計	77	100%	68	100%	36	100%

問4-1において、「2」と答えた方のみを対象



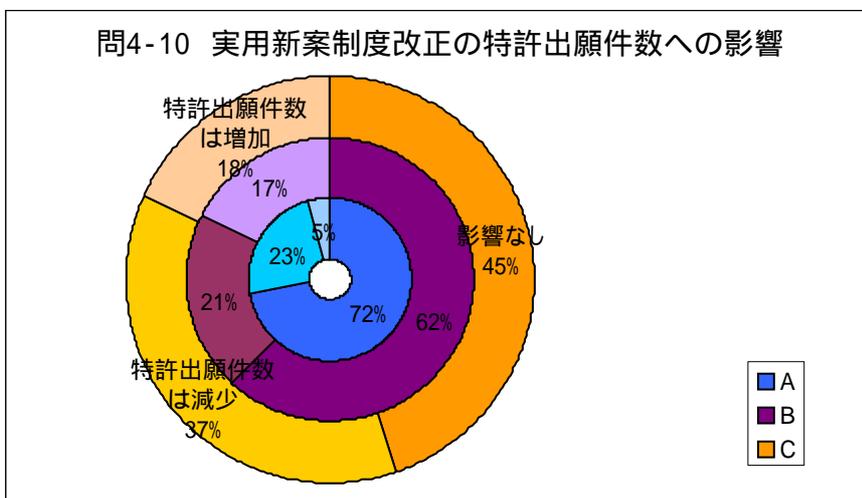
問4-9 実用新案制度が改正されたら利用するか

	A		B		C	
1 全く利用しない	244	59%	57	27%	17	21%
2 出願件数は減少する	12	3%	12	6%	5	6%
3 出願件数はほぼ同数	37	9%	46	22%	15	19%
4 出願件数は増加する	122	29%	95	45%	43	54%
(無回答)	18		32		16	
計	415	100%	210	100%	80	100%



問4-10 実用新案制度改正の特許出願件数への影響

	A		B		C	
1 影響なし	300	72%	128	62%	34	45%
2 特許出願件数は減少	96	23%	43	21%	28	37%
3 特許出願件数は増加	19	5%	36	17%	14	18%
(無回答)	18		35		20	
計	415	100%	207	100%	76	100%

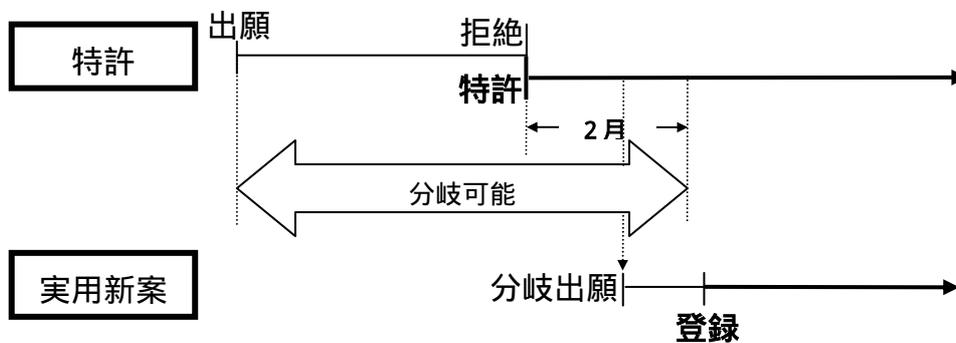


諸外国における特許制度 - 実用新案制度間の移行制度

1. ドイツ

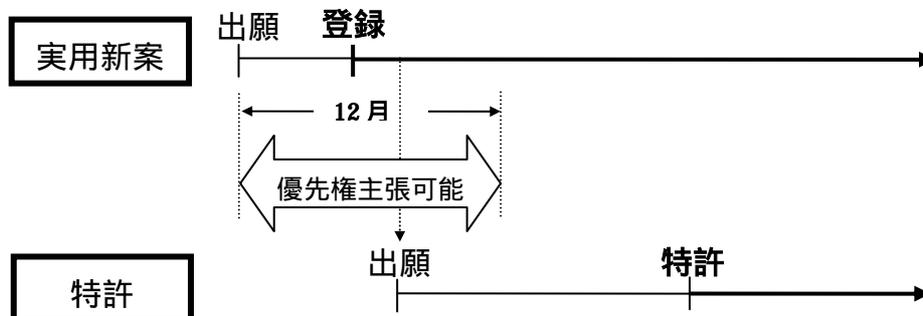
(1) 特許制度 実用新案制度 (分岐出願)

特許出願を基に同一発明について実用新案登録出願をすることが可能である (ただし、特許出願の処分 [特許又は拒絶査定] 又は異議申立手続きが終了した月の末日後 2 月、若しくは出願から 10 年をこえてはならない。)¹。その場合、特許出願は取り下げられない。また、同一発明について、特許権と実用新案権の両者が登録されることは許容されている。ただし、特許出願と実用新案登録出願の後願排除力は異なっている (実用新案登録出願は、後願の特許出願を排除できない。)



(2) 実用新案制度 特許制度

実用新案登録出願から特許出願への移行は、実用新案登録出願に基づいた優先権主張を伴う特許出願でのみ可能となっている (出願から 1 年間)²。その場合、実用新案登録出願が登録後であっても行うことができる。また、実用新案登録出願は取り下げられない。



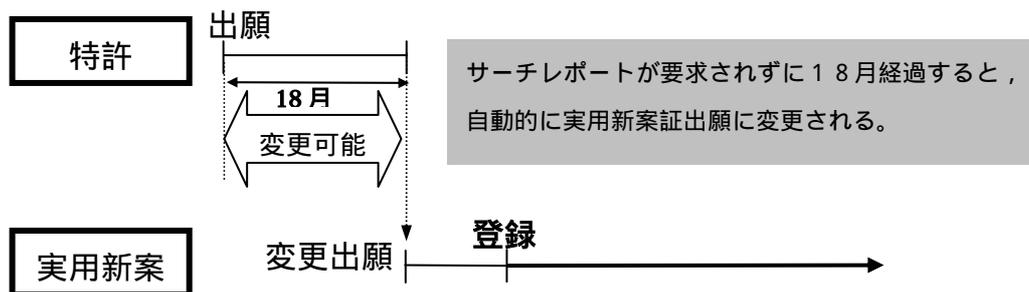
¹ 実用新案法第 5 条

² 特許法第 40 条

2. フランス

(1) 特許制度 実用新案制度

特許出願は、登録される前であればいつでも、実用新案証出願へ変更可能である。また、特許出願に対して18月以内にサーチレポートを請求しない場合には、自動的に特許出願は実用新案証出願に変更されることとなる³。なお、変更されると、もとの特許出願は取り下げられたものとみなされる。



(2) 実用新案制度 特許制度

実用新案証出願から特許出願への移行はできない。

3. 韓国 (二重出願)

(1) 特許制度 実用新案制度

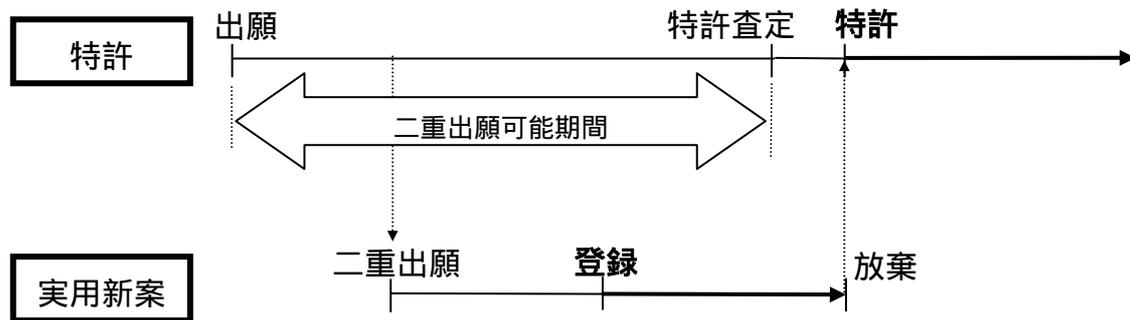
特許査定の際の謄本の送達を受けるまで、当初特許出願の特許請求の範囲に記載した事項の範囲内において⁴、実用新案登録出願を行うことが可能である(ただし、拒絶査定の際の謄本の送達を受けた日から30日をこえない)⁵。その場合、特許出願は取り下げられない。なお、実用新案権(特許権)が先に登録されていた場合は、先に登録された実用新案権(特許権)を放棄すれば、特許権(実用新案権)を登録することができる⁶。

³ 知的財産権法第612条の15

⁴ 請求の範囲外の事項が含まれた場合、二重出願を行った実際の日を出願日とする。(特許法第49条、実用新案法第15条)

⁵ 実用新案法第17条

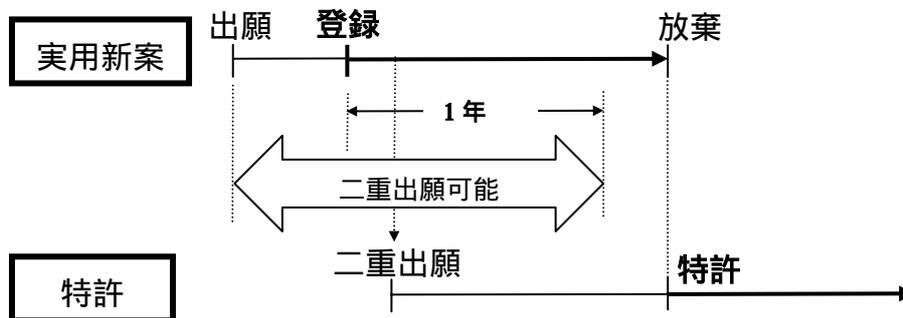
⁶ 特許法第87条、実用新案法第35条



(注) 特許出願につき拒絶査定がなされた場合には，拒絶査定謄本の送達日から30日以内に二重出願をすることができる。

(2) 実用新案制度 特許制度

実用新案権の登録後1年まで，当初実用新案登録出願の実用新案登録請求の範囲に記載した事項の範囲内において，特許出願を行うことが可能である⁷。その場合，実用新案登録出願は取り下げられない。



4. 中国

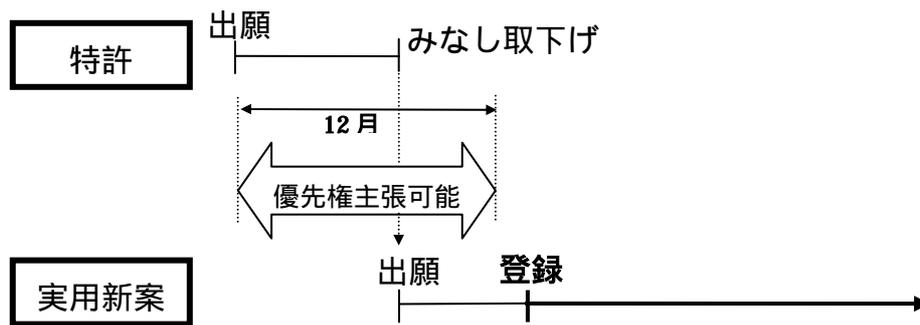
(1) 特許制度 実用新案制度

特許出願から実用新案登録出願への移行はできないが，特許出願から1年以内に係属中である該特許出願に基づいた優先権主張を伴う実用新案登録出願をすることは可能である⁸。その場合，優先権主張を伴う実用新案登録出願時に特許出願は取り下げられる⁹。

⁷ 特許法第53条

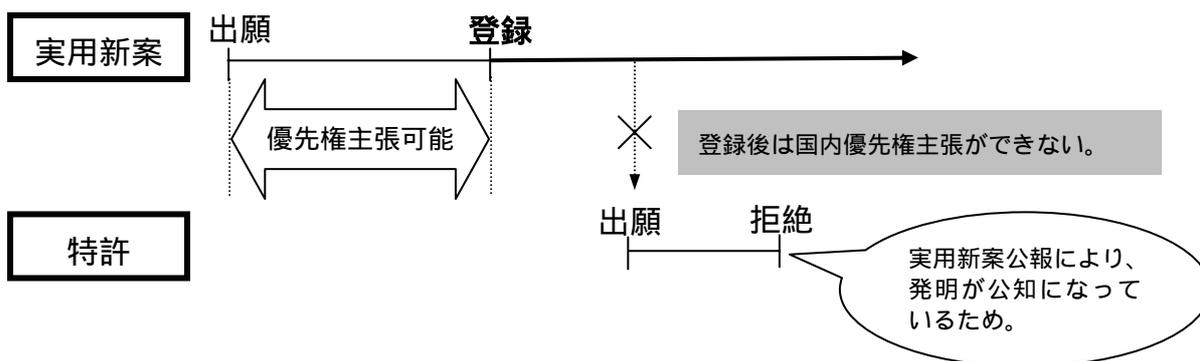
⁸ 専利法第29条

⁹ 専利法施行細則第33条



(2) 実用新案制度 特許制度

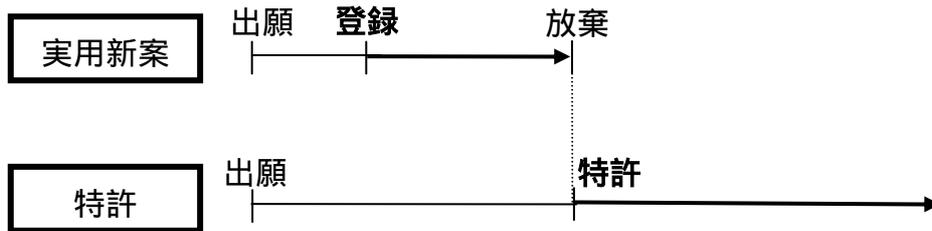
実用新案登録出願から特許出願への移行はできないが、実用新案登録出願から1年以内に係属中である該実用新案登録出願に基づいた優先権主張を伴う特許出願をすることは可能である⁸。その場合、優先権主張を伴う特許出願時に実用新案登録出願は取り下げられる⁹。



(3) 同日に同一発明(考案)の特許出願と実用新案登録出願¹⁰

同日に同一発明(考案)の特許出願と実用新案登録出願が出願された場合、通常、先に実用新案権が登録される。その後、特許権の登録時に、出願人が該実用新案権を放棄すれば、特許権が登録される。つまり、特許権を取得するまで、実用新案権で発明を保護することができる。

¹⁰ ドイツ、韓国ではそれぞれ分岐出願、二重出願を行えばよいため、(c)を設けていない。フランスは特許出願と実用新案証出願とも審査期間に大きな違いがなく、権利も出願時から発生するため、同時に出願することは考えられていない。そのため、フランスについても(c)を設けていない。



特許法及び実用新案法（抜粋）

【特許法】

(先願)

第三十九条（略）

2～3（略）

4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5 特許出願若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について第二項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

6～8（略）

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第十一条第一項において準用するこの法律第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

五 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

2～4（略）

(先の出願の取下げ等)

第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、

その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

- 2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。
- 3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

(出願の変更)

第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

2～3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

5 (略)

(出願審査の請求)

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

2 第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願又は第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願については、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割又は出願の変更の日から三十日以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

3～4 (略)

(訂正の審判)

第二百二十六条 特許権者は、特許異議の申立て又は第二百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記又は誤訳の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明

2 前項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願に係る特許にあつては、外国語書面))に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 第一項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、実質上特許請求の範

困を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

- 4 第一項ただし書第一号及び第二号の場合は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。
- 5 第一項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が取消決定により取り消され、又は第二百二十三条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

【実用新案法】

(補正命令)

第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するとき、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

- 一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。
- 二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。
- 三 その実用新案登録出願が第五条第六項第四号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。
- 四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

- 一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合
- 二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願である場合
- 三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合
- 四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定

している場合

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

2～4 (略)

(先の出願の取下げ等)

第九条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

(出願の変更)

第十条 特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその特許出願の日から五年六月を経過した後は、この限りでない。

2～3 (略)

5 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

6～9 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第七項の規定に係るもの(以下「実用新案技術評価」という。)を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という。)を作成させなければならない。

3 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後に同条第一項の規定による通知があつた後)は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。

- 2 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。
- 3 第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。
- 4 第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。
- 5 特許法第百二十七条及び第百三十二条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(実用新案技術評価書の提示)

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決(第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。)が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価(当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第七項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。)に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

(登録料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年七千六百円に一請求項につき七 百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万五千円に一請求項につき千 四百円を加えた額